

Volume LXIII Number 2

September 2018

Articles :

Hitachi's Patent Management 1908-1941
..... Shigehiro Nishimura (1)

Does Impact Measurement Improve the Quality of Public Services?
..... Hideaki Baba (31)

The Analysis for Usage of Trade Terms for International Traders
in Tokushima Prefecture & Kagawa Prefecture
— the questionnaire survey in 2014 — Tomoyuki Yoshida (43)

Reference Material :

Four Statements of Marcus A. Hanna
..... Kenichi Ito (59)

THE BUSINESS ADMINISTRATION SOCIETY
KANSAI UNIVERSITY
OSAKA, JAPAN

關西大學
商學論集

第63卷 第2号

2018. 9

論文

日立製作所の特許管理 1908-1941
..... 西村成弘 (1)

インパクト評価は公共サービスの質を改善するか?
..... 馬場英朗 (31)

徳島県および香川県所在貿易業者が使用するトレード・タームズ
に関する考察
— 2014年アンケート調査より — 吉田友之 (43)

資料

マーク・ハナの4つの言説 伊藤健市 (59)

關西大學商學會

正 会 員 (五十音順 ◎印は会長, ○印は常任委員)

館野仁子	荒木孝治	石田和之	岩崎拓也
岩本明憲	宇恵勝也	小井川広志	太田浩司
○岡 照二	岡本真由美	奥 和義	◎乙政正太
片岡 進	岸谷和広	北山弘樹	木村麻子
Curtis H. Kelly	齊野純子	笹倉淳史	杉本貴志
陶山計介	○高井啓二	高内一宏	高橋 望
高屋定美	田中孝憲	田村香月子	崔 相鐵
千葉貴宏	辻 美枝	徳常泰之	徳永昌弘
中 寫道靖	中邑光男	西岡健一	西村成弘
朴 泰勲	長谷川 伸	羽鳥敬彦	英 邦広
馬場 一	馬場英朗	原田輝彦	廣瀬幹好
藤岡里圭	○水野一郎	宮崎 慧	宮下真一
宮本京子	○村上啓介	矢田勝俊	横山恵子
吉田友之			

2018年9月20日印刷

2018年9月25日発行

關西大學 商學論集 第63卷第2号 (非売品)

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

◎ 発 行 者 關 西 大 學 商 學 會

発 行 所 關 西 大 學 商 學 會

E-mail: shogakukai@cm.kansai-u.ac.jp

大阪市北区天満1丁目9番19号

印 刷 所 株 式 会 社 NPC コーポレーション

(不許複製, 禁転載)

附 記

本誌に関する通信, 照会および寄贈雑誌等はすべて本会宛にご送付下さい。

執筆者紹介

(論文掲載順)

西 村 成 弘 関西大学商学部 教 授

馬 場 英 朗 関西大学商学部 教 授

吉 田 友 之 関西大学商学部 教 授

伊 藤 健 市 関 西 大 学 名 誉 教 授

「関西大学商学論集」投稿規程

[2003年5月14日制定]

(目的)

第1条 この規程は、関西大学商学会（以下「商学会」という）発行の機関誌『関西大学商学論集』（以下『商学論集』という）への投稿に関わる事項を定める。

(刊行および原稿締切)

第2条 『商学論集』は原則として年4回、6・9・12・3月に刊行する。原稿の締切は刊行月の2ヵ月前とする。

(投稿資格)

第3条 『商学論集』への投稿資格を有するのは、原則として「関西大学商学会規則」に定める商学会の次の会員とする。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 関西大学大学院商学研究科に在籍し、別に定める要件を満たす学生会員

(第3条に該当しない投稿者)

第4条 第3条に該当しない会員および非会員の投稿原稿は、商学部正会員の推薦があり、かつ商学会常任委員会で掲載を認められた場合に掲載する。

(投稿の要件)

第5条 執筆者は、研究遂行過程において、「関西大学研究倫理規準」を遵守する。
1. 『商学論集』に投稿できる原稿は、未投稿のものに限る。

(著作権)

第6条 『商学論集』に掲載された原稿の著作権は執筆者が有する。ただし、原稿の二次利用としての電子化利用の権利は、掲載時点で執筆者が商学会に許諾したものとする。

(原稿料)

第7条 執筆者には、次項に従い、別に定める所定の原稿料を支払う。
1. 原稿料は論文と論文以外(書評・資料・研究ノート・翻訳等)に分けて定める。
2. 名誉会員には、商学会からの依頼の場合を除き、原稿料を支払わない。

(抜き刷り)

第8条 執筆者には100部の抜き刷りを無料で進呈する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、投稿に関して必要な事項は別に定める。

附則1 この規程は、2003年5月14日から施行する。

附則2 この規程の施行に伴い、次を廃止する。

1. 商学会非会員投稿規程
2. 名誉会員の投稿規程

附則3 この規程は、2004年10月13日に改訂し、2005年4月1日から施行する。

附則4 この規程は、2007年5月9日に改訂し、2007年6月1日から施行する。

附則5 この規程は、2008年7月9日に改訂し、2008年8月1日から施行する。

附則6 この規程は、2011年5月11日に改訂し、2011年6月1日から施行する。

附則7 この規程は、2015年2月25日に改訂し、2015年4月1日から施行する。